

《税務署からのお知らせ》

自家製梅酒の注意事項！

ご家庭で梅酒を造る際には、酒税法の規定により使用できる酒類や使用できる物品等に制限がありますので、ご注意ください。

<p>【使用できる酒類】</p> <p>アルコール分 20度以上の酒類</p> <p>※ 一般に市販されている清酒やワインは、アルコール分が20度未満のため使用できません。 <u>使用前にアルコール度数をご確認ください。</u></p>	<p>【使用できる物品】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 糖類・ 梅 など <p>【使用できない物品】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 米、ぶどう(やまぶどうを含む) など <p>※ <u>上記以外にも使用できない物品がありますのでご注意ください。</u></p>
---	---

- 注1 自家製梅酒等は、あくまでも自ら飲むことを目的としてのみ認められていますので、他人に提供・販売・譲渡することは禁止されています。
- 2 料飲店や旅館等で自家製梅酒等をお客様に提供する場合には、事前に書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、
国税庁ホームページ(お酒についてのQ&A)をご覧ください